

## 退職手当支給条例施行規則の主な改正内容

### 1 退職手当の支給制限等の処分を受けるべき者への意見の聴取に係る手続規定の設置

#### (1) 内 容

退職手当の返納処分など退職手当の支給制限等の処分を行うおうとするときは、処分を受けるべき者の意見を聴取することになっています。

この意見の聴取については、行政手続法の聴聞に関する規定（法第 15 条から第 26 条まで）を準用しますので、これに関連する手続について定めました。

主なものは次のとおりです。

ア 処分に利害関係を有すると認められる者が意見の聴取に参加する場合の手続

関係条項 改正後施行規則第 55 条第 1 項  
別記様式第 42 号

イ 処分を受けるべき者などが意見の聴取に係る事案についての調書その他の文書等の閲覧をする場合の手續

関係条項 改正後施行規則第 57 条第 1 項  
別記様式第 43 号

ウ 処分を受けるべき者などが意見の聴取に補佐人とともに出頭する場合の手續

関係条項 改正後施行規則第 59 条第 1 項  
別記様式第 44 号

エ 処分を受けるべき者などが意見の聴取に出頭する代わりに陳述書等を提出する場合の手續

関係条項 改正後施行規則第 62 条  
別記様式第 45 号

オ 処分を受けるべき者などが意見の聴取調書又は報告書の  
閲覧をする場合の手続

関係条項 改正後施行規則第 64 条第 1 項  
別記様式第 46 号

(2) 施行日

平成 22 年 3 月 1 日

## 2 退職手当の支給制限等の処分に関する書面の様式化

(1) 内 容

ア 退職手当の支給制限等の処分については、書面による通知  
が義務づけられていることから、これらに係る書面を処分理  
由別に様式化しました。

(ア) 退職手当の支給制限に係る処分書

関係条項 改正後施行規則第 38 条

別記様式第 30 号及び第 31 号

- (イ) 退職手当の支払差止に係る処分書  
関係条項 改正後施行規則第 39 条  
別記様式第 32 号から第 35 号まで
- (ウ) 退職手当の返納命令に係る処分書  
関係条項 改正後施行規則第 40 条  
別記様式第 36 号及び第 37 号
- (エ) 退職手当相当額の納付命令に係る処分書  
関係条項 改正後施行規則第 42 条  
別記様式第 39 号及び第 40 号

イ 構成団体を退職した者が退職手当の支給制限等の処分の要件に該当する場合又は該当すると認められた場合は、構成団体からそれらの内容を当組合に報告してもらう必要がある

ることから、それらの報告内容について様式化しました。

(ア) 退職手当の支給制限に関する報告書

- a 職員が懲戒免職等処分を受けて退職した場合又は禁錮以上の刑に処せられたこと等による失職により退職した場合

関係条項 改正後施行規則第3条第1号  
別記様式第7号

- b 退職手当支払前に、退職者が
- ・ 禁錮以上の刑に処せられたとき
  - ・ 再任用職員に対する免職処分を受けたとき
  - ・ 懲戒免職等処分相当と認められたとき

関係条項 改正後施行規則第3条第4号  
別記様式第7号の4

(イ) 退職手当の支払の差止めに関する報告書

- a 職員が起訴中に退職した場合
  - b 退職手当支払前に、退職者が、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴された場合
  - c 退職手当支払前に、退職者が、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して逮捕された場合又は犯罪嫌疑がある場合
  - d 退職手当支払前に、退職者に懲戒免職等処分相当の疑いがある場合
  - e 関係条項 改正後施行規則第3条第2号  
別記様式第7号の2
- (ウ) 退職手当の支払の差止めの取消しに関する報告書
- a 支払差止処分の理由となった起訴又は刑事事件につき、
    - ・ 無罪が確定した場合

- ・ 禁錮以上の刑を除く刑が確定した場合
- ・ 不起訴処分となった場合
- b 基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、支払差止処分の日から1年を経過した場合
- c 関係条項 改正後施行規則第3条第3号  
別記様式第7号の3

(I) 退職手当の返納に関する報告書

- a 退職手当支払後、退職者が
  - ・ 基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき
  - ・ 再任用職員に対する免職処分を受けたとき
  - ・ 懲戒免職等処分相当と認められたとき
- b 関係条項 改正後施行規則第3条第5号

## 別記様式第7号の5

### (才) 退職手当相当額の納付に関する報告書

- a 退職手当の支払を受けた退職者又はその遺族が、退職者の退職日から6月以内に返納命令処分を受けることなく死亡した場合で、退職者に懲戒免職処分相当の理由がある旨の通知を退職者の相続人にしたとき
- b 退職手当の支払を受けた退職者又は遺族が、退職者の退職日から6月以内に退職手当の支給制限等の処分に係る意見聴取をする旨の通知を受けた場合で、返納命令処分を受けることなく死亡したとき
- c 退職手当の支払を受けた退職者が、退職日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴され、判決確定前に返納命令処分を受けることなく死亡したとき



- d 退職手当の支払を受けた退職者が、退職日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴され、禁錮以上の刑に処せられた後、返納命令処分を受けることなく死亡したとき
- e 退職手当の支払を受けた再任用職員が、退職日から6月以内に職員としての引き続いた在職期間中の行為に関して懲戒免職処分を受け、返納命令処分を受けることなく死亡したとき
- f 関係条項 改正後施行規則第3条第6号  
別記様式第7号の6

(2) 施行日

平成22年3月1日

### 3 一部様式の改正

#### (1) 内 容

##### ア 様式第 10 号「履歴書」の改正

消防職に関する異動事項記入欄を削りました。

##### イ 様式第 13 号「市町村職員退職票」の改正

退職手当支給条例の改正に伴い、項目見出し等の一部を改め、退職事由を追加しました。

##### ウ 様式第 18 号「失業者の退職手当請求書」の改正

項目見出しの一部について、見直しをしました。

##### エ 様式第 19 号「公共職業訓練等受講届」の改正

関係法令の改廃に伴い、公共職業訓練等の種類を改めました。

##### オ 様式第 20 号「公共職業訓練等通所届」の改正

関係法令の改正に伴い、定期券によらない通所の場合の 1

か月間の運賃等の額を通所 21 回分に改めました。

(2) 施行日

平成 22 年 3 月 1 日